（不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第十五条　不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（没収保全等を請求することができる司法警察員） **第一条**　警察庁の警察官のうち、不正競争防止法第三十五条第三項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ 四　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官 五　東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官 六　関東管区警察局サイバー特別捜査部の警部以上の階級にある警察官 七　［略］	（没収保全等を請求することができる司法警察員） **第一条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官 五　東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官 六　関東管区警察局のサイバー特別捜査隊の警部以上の階級にある警察官 七　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

庁　令

○海上保安庁令第一号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第三十三条の二の規定に基づき、海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令及び海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

海上保安庁長官　石井　昌平

（海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令及び海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部改正）

第一条　海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令（昭和二十六年海上保安庁令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四条の二　（略） 2　（略） 3　教官室に室長を置き、海上保安庁長官が指名する者をもってこれに充てる。 4　室長は、その教官室に属する教官の担当する教科等について必要な調整を行う。 5　海上保安庁長官は、次の各号の一に掲げる教官室に属する教官の担当する教科等に関する連絡調整を行う者として、教務主幹をそれぞれ当該各号の教官室の室長のうちから指名する。 一～四　（略） **第四条の三**　海上保安学校に、学術情報センター（以下「センター」という。）を置く。 2　センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。 一　学術情報システムの整備及び管理に関すること。	**第四条の二**　（略） 2　（略） 3　教官室に室長を置き、海上保安庁長官が指名する者をもってこれに充てる。 4　室長は、その教官室に属する教官の担当する教科等について必要な調整を行なう。 5　海上保安庁長官は、次の各号の一に掲げる教官室に属する教官の担当する教科等に関する連絡調整を行なう者として、教務主幹をそれぞれ当該各号の教官室の室長のうちから指名する。 一～四　（略） （新設）